

行政財産使用料徴収の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																				
池田土木事務所	<p>行政財産の使用料は、使用開始の日前に全額を納付させなければならないが、下記について、使用開始の日前に使用料が納付されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="507 512 1629 947"> <thead> <tr> <th>使用目的</th> <th>使用許可期間</th> <th>許可数量</th> <th>使用料</th> <th>納付日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電柱設置</td> <td>令和5年7月7日から 令和6年3月31日まで</td> <td>第3種電柱1本 支柱1本 支線1条</td> <td>5,330円</td> <td>令和5年7月31日</td> </tr> <tr> <td>電柱設置</td> <td>令和5年8月10日から 令和6年3月31日まで</td> <td>支線1条</td> <td>1,140円</td> <td>令和5年9月8日</td> </tr> <tr> <td>電柱設置</td> <td>令和5年11月29日から 令和6年3月31日まで</td> <td>第3種電柱2本</td> <td>3,090円</td> <td>令和5年12月20日</td> </tr> </tbody> </table>	使用目的	使用許可期間	許可数量	使用料	納付日	電柱設置	令和5年7月7日から 令和6年3月31日まで	第3種電柱1本 支柱1本 支線1条	5,330円	令和5年7月31日	電柱設置	令和5年8月10日から 令和6年3月31日まで	支線1条	1,140円	令和5年9月8日	電柱設置	令和5年11月29日から 令和6年3月31日まで	第3種電柱2本	3,090円	令和5年12月20日	<p>検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【行政財産使用料条例】 (納付の時期) 第4条 使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならない。(以下略)</p> </div>
使用目的	使用許可期間	許可数量	使用料	納付日																		
電柱設置	令和5年7月7日から 令和6年3月31日まで	第3種電柱1本 支柱1本 支線1条	5,330円	令和5年7月31日																		
電柱設置	令和5年8月10日から 令和6年3月31日まで	支線1条	1,140円	令和5年9月8日																		
電柱設置	令和5年11月29日から 令和6年3月31日まで	第3種電柱2本	3,090円	令和5年12月20日																		
措置の内容																						
<p>今回の検出事項の原因は、担当者の認識不足により、納付書の送付が遅れたことにある。 本事案の指摘を受け、行政財産の使用料について、行政財産使用料条例第4条に基づき、使用料は使用開始の日前に全額を納付させなければならない旨を各課長・グループ長を通じて、事務所職員全員へ指導徹底を図った。 今後は、法令に基づく適正な事務処理を行うよう取り組む。</p>																						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年10月16日）